

部会報告

〈保育部会〉

☆四月一三日(月) 於部落解放研究教育センター

「アメリカにおけるマイノリティ教育―ヘッドスタートの取り組みについて―」

報告者＝橋川喜美代氏(鳴門教育大学) 佐藤 三郎氏(大阪市立大学)

〈報告要旨〉

親の学歴や経済力が乳幼児の成長発達に大きな影響を与えている。部落の子どもの達の課題となっている「低学力」の芽がすでにこの時期から生まれているということも明らかになっている。そこで知的関心を高める方策をこの間模索してきているのであるが、そのひとつとしてアメリカで二五年あまり実践されてきたヘッドスタートの取り組みについて学んでいこうということでは保育部会を開催した。

始まった背景

まずヘッドスタート(小学校に入る前に

出発点をそろえるという意味)がうまれてくるアメリカの社会状況について報告があった。ヘッドスタートは一九六五年に始まったのであるが、一九六〇年のブラウン判決に見られるように人種差別の問題がとりあげられ、学校の統合、一緒のバス通学などが始まっていたという社会背景とともに、ベトナム戦争に莫大な費用を投入し、貧困家庭が増大していたという状況があった。poverty line 以下の層を貧困層と呼ぶが、当時は総人口の一五%が貧困層であり、そのうち一八歳未満の子どもが一、三〇〇万人いた。ちなみに現在の貧困層というのは、夫婦と子ども一人家族で年収一八万円であり、一八歳未満の子ども数の二〇%がこのなかに含まれている。また貧困者のなかには黒人の占める割合が大きいということからも、主に大都市に集中している人種、マイノリティを中心とした経済的・文化的に恵まれない家庭の就学前児の教育の機会均等、人種差別的撤廃という理念で始まった。そして出発は四、五歳児を対象にした。

取り組みの四本柱

計画を進めるために「児童開発センター」を地方公共団体は提供し、そこで①教育②保健③親の参加④社会サービスという四本柱の事業を行っている。教育の面では、三R(読み書き算)を正面に出した圧力釜方式が最初やられたが、無駄であり、有害であるという実証から今日では、子ども自身の自主性、自分で選択することを大事にする内容に変わってきている。

ヘッドスタートで抜きにできない取り組みは親の参加である。センターの取り組みが成功するか否かは、親とどのようにコンタクトをとるのかということにかかっている。そこで一九六七年からは「親子センター」として、対象も誕生から三歳まで広げられ治療から予防という考えで取り組まれた。親が教室のボランティアとして参加したり、もっと進んで専門的訓練を受けて賃金労働者として参加する。またそこで行われる計画内容や管理運営に関する決定に参画する、家庭で実行できる教育活動を学習するという機会をつくっている。地域によってプログラムは異なるのであるが、あるセンターでは家庭に訪問して、おもちゃを

な情報が求められる。すでに日本からも手紙やFAXが届いているが、この条約の精神を発揮していくためには、ある程度窓口を一つにしていく必要がある。ジュネーブに本部をおく「DCI」と連携しながら、ノルウェーの「子どもオンブズパーソン」(監視)のようなシステムを考えるほうが良い。国家に対して、条約の広報義務がある。大人にしても、この条約を理解したとき、「人権」とは何かがわかるだろう。実施に伴う、財政的措置も必要となるだろう。

(3)日本と条約の関わり

条約を批准する時各国政府は、「国内法と整合している」と言う。「子どもの権利委員会」は、勧告を行なうことができる。実際各国の専門家は、国内法の改正が必要だと言うが、政府は必要と認めない。より詳細な事実を「権利委員会」に提出していくことが必要だ。政府が、委員会の勧告に耳を傾けるには、「より詳細な事実」「国際世論」だ。政府が動くかどうかは国によって若干違いますが、市民全体の関心の高さや国民世論の力によって変わってくる。運動や監視が相互に関係しあったものが必要と

される。批准した時、その国は条約を守ろうとする意志があると考える。だからこそオンブズ組織が大切になる。オンブズ組織が、その国の条約履行の真剣さを計るメルクマールになる。

(4)条約の留保事項について

世界人権会議でも条約の留保事項について、「国際司法裁判所の判断を仰ごう」との厳しい意見も出された。だが、条約の趣旨との整合性を損なう留保はダメ。ただし弾圧的になると締約国を追い詰め、守勢になり、建設的な意見が出にくくなる面もある。人権に関する条約は、実効されるまで時間がかかることが多い。その国に何が必要かにはおのずと違いがある。批准・署名は、やはり条約を実効する意志があると見なければならぬ。

(5)日本の学校の校則にふれて

私自身教師をした経験から、何も規則がなくなれば、教室が混乱してしまうと思う。ただ、かつて教師の体罰について、保護者が欧州人権裁判所に提訴して、体罰が廃止になった経過もある。どの国でも、保護者が関心を持てば、校則自体も変わっていくものだと思う。(文責〓西田)

〈前近代史・近現代史合同例会〉

☆五月九日(土) 於大阪府同和地区総合福祉センター

「大阪の部落史」調査研究事業の課題

報告者〓渡辺 俊雄(部落解放研究所 近現代史部会)

〈報告要旨〉

五月例会は、部落解放研究所近現代史部会事務局の渡辺俊雄さんから「『大阪の部落史』調査研究事業の課題」と題して報告を受けた。要旨は、以下の通り。

①一九九一年度から始まった「大阪の部落史」調査研究事業が、二年目を迎えた。昨年度の報告書は、この間に収集した近代大阪の部落史に関する資料目録と、新聞記事の目録(但し、全国水平社創立まで)として発刊した(なお一九八七〇年度の報告書は、昨年三月に発刊している)。

②今後三年間で、とりあえず未刊行の近世史料の収集・解説、新聞・雑誌を含め近現代資料の収集・整理をすすめることに、テーマごとに今日の研究状況を整理し、近い将来の本格的な大阪の部落史の調

査研究の基礎を築きたい。研究所の前近代史部会を中心に古文書ゼミが始まって若い研究者が結果しつつあり、あたらしい条件がようやく生まれ始めている。

③大阪では過去に各地域ごとに部落史のまとめが先行して取り組まれており、その成果を踏まえながら、地域と連携しつつ調査研究をすすめる大きな可能性がある。その際に留意すべき点は、各地域ごとの部落史ではとらえきれない大阪全体の特徴を明らかにし、そのなかであらためて地域の特徴・地域差を浮き彫りにすることである。

④例えば、幕末〓明治維新期を一〇〇として、一九一〇年代に至る各地域の人口の指数は、確認できる地域に限っても、二五七・四(浪速)から九八・八(貝塚)まで、かなりの地域差がある。人口増の主な要因は近世と異なって社会増であり、それも主に他の部落からの流入と考えられ、この時期には部落外からの流入はわずかしかない。また近世には大きな人口増加がみられた地域のうち松原・樫井などではこの時期にはほとんど人口増加をみないなど、近現代の部落史に固有の未解明の問題が山積

している。

⑤また、全国の部落の人口増の割合は近年に至るまで日本全体の総人口の増加率をたえず上回っているが、大阪の部落の人口増の割合は一九七五年以降大阪府の総人口の増加率を下回ってくることは、解放運動・同和行政・解放教育・社会啓発の進展などを視野に入れた部落史の総合的な分析が必要であることを示唆している。

⑥全国・大阪の部落人口が、それぞれ全国・大阪の総人口に占める割合は表の通りで、全国の割合では一九六三年が最高(一九四〇)であること、大阪の割合では一九五八年の二・二八%を最高に、以後ほぼ一貫して低下していることなどが、際立った特徴である。

⑦なお、戦前に中央融和事業協会がまとめた『全国部落調査』によれば、大阪の部落数が百を超えるなど、にわか信用しがたい面が指摘できる。他府県の場合はどうなのか、他の調査・統計類も含めて、慎重な資料批判が必要ではないか。

(文責〓事務局)

総人口に占める部落人口の比率

	全 国		大 阪	
	総人口	部 落	総人口	部 落
18** (明治初期)	34,806,000	443,093(1.27%)		
1907(明治40)	47,416,000	779,434(1.64%)	2,051,568	34,878(1.70%)
1915(大正4)	52,752,000		2,578,576	47,383(1.84%)
1919(大正8)	55,473,000	840,397(1.51%)	2,877,718	51,892(1.80%)
1920(大正9)	55,963,000	829,674(1.48%)	2,587,847	47,909(1.85%)
1921(大正10)	56,666,000	836,666(1.48%)	2,723,392	51,890(1.90%)
1929(昭和4)	63,461,000	926,601(1.46%)	3,480,218	63,226(1.82%)
1935(昭和10)	69,254,000	996,687(1.44%)	4,297,174	104,375(2.43%)
1946(昭和21)	75,750,000	1,004,528(1.33%)	2,976,140	61,583(2.07%)
1949(昭和24)	81,773,000		3,730,800	86,868(2.33%)
1958(昭和33)	91,767,000	1,220,157(1.33%)	5,110,108	116,540(2.28%)
1963(昭和38)	96,156,000	1,869,748(1.94%)	6,192,109	130,756(2.11%)
1965(昭和40)	98,275,000		6,657,189	146,163(2.20%)
1967(昭和42)	100,196,000	1,599,370(1.60%)	7,015,963	131,636(1.88%)
1971(昭和46)	105,145,000	1,458,802(1.39%)	7,805,146	143,569(1.84%)
1975(昭和50)	111,940,000	1,841,958(1.65%)	8,278,925	149,157(1.80%)
1987(昭和62)	122,264,000	2,010,230(1.64%)	8,741,144	149,157(1.71%)

- [出典] 18**年：「明治初期の「賤民」統計表について」（『部落解放研究』2号）
 1907年：「特種部落の戸数、人口及部落数」（『日本庶民生活史料集成』25巻）
 1915年：『部落台帳』
 1919年：「全国部落概況」（河村竹三郎『部落の叫び』）
 1920年：「部落に関する諸統計」（『日本庶民生活史料集成』25巻）
 1921年：「部落民の人口」（『近代部落史資料集成』10巻）
 1929年：「被圧迫部落概観調査」（全国水平社総本部）
 1935年：『全国部落調査』（中央融和事業協会）
 1946年：GHQ/民間情報教育局（厚生省）（『資料 占領期の部落問題』）
 1949年：「同和事業関係地区一覧」（大阪府社会課、1949年7月調査）
 1958年：「大阪府下部落概況」（『大阪の同和事業と解放運動』）
 1963年、67年、71年、75年、87年：総理府および総務庁
 1965年：大阪府同和事業促進協議会（『大阪府同和事業の概要』）